

令和3年9月21日  
(2021年)

報道各社 各位

西宮市総務局人事部人事課長

### 職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告します。

#### 記

#### 1 事案の概要

土木局所属の処分対象職員は、有効期間が平成28年2月25日までの自動車運転免許の更新を失念し、免許失効に気づいた同年8月30日頃までの間、免許が失効した状態で週に2～3回の頻度で自家用車を運転していました。

このことについて、令和2年11月2日に匿名による通報があったため、当該職員に対し、事情を聴取しましたが、免許失効については事実であるが、当該期間に自動車を運転した記憶はないとの回答がありました。

しかしながら、その後、令和3年7月17日に本人から、免許失効期間中に自家用車を運転していたことの報告があったため、今回、懲戒処分を行ったものです。

#### 2 処分年月日

令和3年9月21日

#### 3 処分対象者及び処分内容

所属	職名等	年齢	性別	処分内容
土木局	主査	61歳	男性	戒告

#### 4 処分理由

当該職員の行為は、免許が失効した状態で自家用車を運転したこと、及び市の事情聴取に対し虚偽の報告を行ったもので、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に該当するものです。

このことは、公務内外を問わず、高い倫理規範が求められる公務員として、西宮市職員の職の信用を著しく傷つけるものであり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため、厳正に対処したものです。

以上

(問い合わせ先)

人事課 島田 (TEL:0798-35-3518)